

一般社団法人星つむぎの村 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人星つむぎの村 と称する。

【主たる事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を 山梨県北杜市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

【目的】

第3条 当法人は、プラネタリウムや星空観望会などの場を通じて、人々が星空に親しむ機会を設け、星空を見上げる文化の振興と発展を図ることで幸福度の高い社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) プラネタリウムや星空観望会、ワークショップなどの企画・運営
- (2) 病院や障害者施設、被災地などへの出張イベントの実施
- (3) 星空や宇宙に関わる展示、コンテンツ、グッズの開発、制作、販売
- (4) 星や宇宙をテーマにした地域振興事業
- (5) 自然体験事業（飲食、宿泊を含む）の企画・運営
- (6) ミュージアム、カフェの企画・運営
- (7) 国内外の関連団体および会員相互の交流
- (8) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

【公告の方法】

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

【種別】

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 運営会員 当法人の目的に賛同し、運営を担うことを表明した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人が行う事業に関連して、教育及び指導面に特に功績顕著であったものとして、理事会の決議により名誉会員の称号が与えられた個人又は団体

【入会】

第6条 当法人の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。（名誉会員を除く）

【経費等の負担】

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。（名誉会員を除く）

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。（名誉会員を除く）

【退会】

第8条 会員は、理事会が別に定める様式による手続きによって、いつでも任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除名】

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

2 除名した会員には、除名した旨の通知を必ず送付しなければならない。

【会員の資格喪失】

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員としての資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正当な理由により総運営会員の同意があったとき。

2 会員が、前項の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

【社員名簿】

第11条 当法人は、運営会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

【構成】

第12条 当法人の社員総会は、すべての運営会員をもって構成する。

【権限】

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【種別及び開催】

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に随時開催する。

【招集】

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集手続きをする。

2 総運営会員の議決権の5分の1以上を有する運営会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

【議長】

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

【議決権】

第17条 各運営会員は、各1個の議決権を有する。

【決議】

第18条 社員総会の決議は、総運営会員の議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した当該運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

【代理】

第19条 社員総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該運営会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

【決議及び報告の省略】

第20条 理事又は運営会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき運営会員の全員が書面又は電磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が運営会員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき運営会員の全員が書面又は電磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

【議事録】

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の議事録は、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

【役員】

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

【代表理事等】

第23条 理事のうち1名以上を代表理事とする。

- 2 理事のうちから、プロデューサー若干名を定めることができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち、プロデューサーを業務執行理事とする。

【選任】

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって運営会員の中から選任する。

2 代表理事及びプロデューサーは、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

【理事の制限】

第25条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

【理事の職務及び権限】

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 プロデューサーは、理事会において別に定める職務権限規程により代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及びプロデューサーは、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

【任期】

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、第22条に定める定数を欠くに至った場合には、任期満了又は辞任において退任した後も、新たに選任されるものが就任するまでの間、理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有するものとする。

【解任】

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【報酬等】

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

【取引の制限】

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の責務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

【責任の一部免除】

第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

【顧問】

第33条 当法人に、理事会の決議を経て、顧問を若干名置くことができる。

(1) 顧問は、理事会の諮問に応え、理事会に対し意見を述べることができる。

(2) 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

【構成】

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及びプロデューサーの選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の一部免除

【種類及び開催】

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第101条第2項に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集

の請求があったとき。

- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

【招集】

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

【議長】

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

【決議】

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【決議の省略】

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

【議事録】

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事の一人及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 基金

【基金の抛及及び募集】

第 42 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の抛出を求めることができる。

2 基金の募集、割り当て及び払い込みなどの手続きについては、理事会が決定するものとする。

【基金の抛出者の権利に関する規定】

第 43 条 抛出された基金は、抛出者と合意した期日までは返還しない。

【基金の返還の手続き】

第 44 条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計算

【事業年度】

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。

【事業計画及び収支予算】

第 46 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会において承認を受けるものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する

ものとする。

【事業報告及び決算】

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

【剰余金の不分配】

第48条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第49条 本定款は、社員総会における総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、変更することができる。

【解散】

第50条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会における総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議
- (2) 運営会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

【残余財産の帰属】

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

